

5. スケジュール

5.1. 計画推進体制及び評価体制

計画の推進にあたっては、生駒市、交通事業者及び市民等が連携・協働して公共交通サービスの確保や維持等に取り組むとともに、生駒市地域公共交通活性化協議会を中心として計画全体を推進・評価します。

表 5-1 関連する主体とその役割

区分	役割
生駒市・地域公共交通活性化協議会	・ 計画全体を進行・管理、評価する ・ 公共交通サービスの維持・確保に向けて、市民、交通事業者、その他の関係者と連携する ・ 多様な主体と連携しながら、移動手段の確保や利用促進、担い手確保の施策・事業の検討及び実施を行う ・ 現状の公共交通サービスを利用して日常的な移動が可能であるかを確認し、それを活用して、サービス改善を検討する。
交通事業者	・ 公共交通サービスの事業主体として、公共交通サービスを維持するために、公共交通の効率的な運行と利用促進を行う ・ 公共交通サービスの現状を共有するために、利用実績データ等の定期的な提供に努める
市民	・ 公共交通サービスの課題を自分事として捉えて、公共交通サービスに乗って支える ・ 市の補助制度を活用して、主体的に利用促進の取り組みを進める
その他の関係者（地元企業、学校関係者等）	・ 計画に示された施策及び事業の実施に向けて、市民、生駒市、交通事業者等と連携・協力する

5.2. 評価スケジュール

本計画で示した事業や施策については、関係者が連携して、各事業を立案し（Plan）、その計画に沿って各事業を実施し（Do）、事業の進捗や達成状況、事業実施の評価・検証を行います（Check）。また、評価・検証結果に基づいて、必要に応じて事業の見直し・改善を図ります（Action）。

計画期間全体及び単年度のスケジュールは、次の通りです。「生駒市地域公共交通利便増進実施計画【高山地区】」や「生駒市と奈良交通株式会社との連携・協力に関する協定書」等の事業に関連する計画や協定のスケジュールも踏まえて、事業や評価を進めていきます。

		令和9年度				令和10年度				令和11年度				令和12年度				令和13年度			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
本計画の推進	立案 (Plan)	→				→				→				→				次期計画の策定準備			
	実施 (Do)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	評価・検証 (Check)				→				→				→				→				
	見直し・改善 (Action)					→				→				→				→			
生駒市地域公共交通利便増進実施計画【高山地区】		計画期間（～令和12年9月）																次期計画			
																		見直しの検討			
生駒市と奈良交通株式会社との連携・協力に関する協定		協定期間（3年ごとに更新）																			

図 5-1 計画期間全体のスケジュール

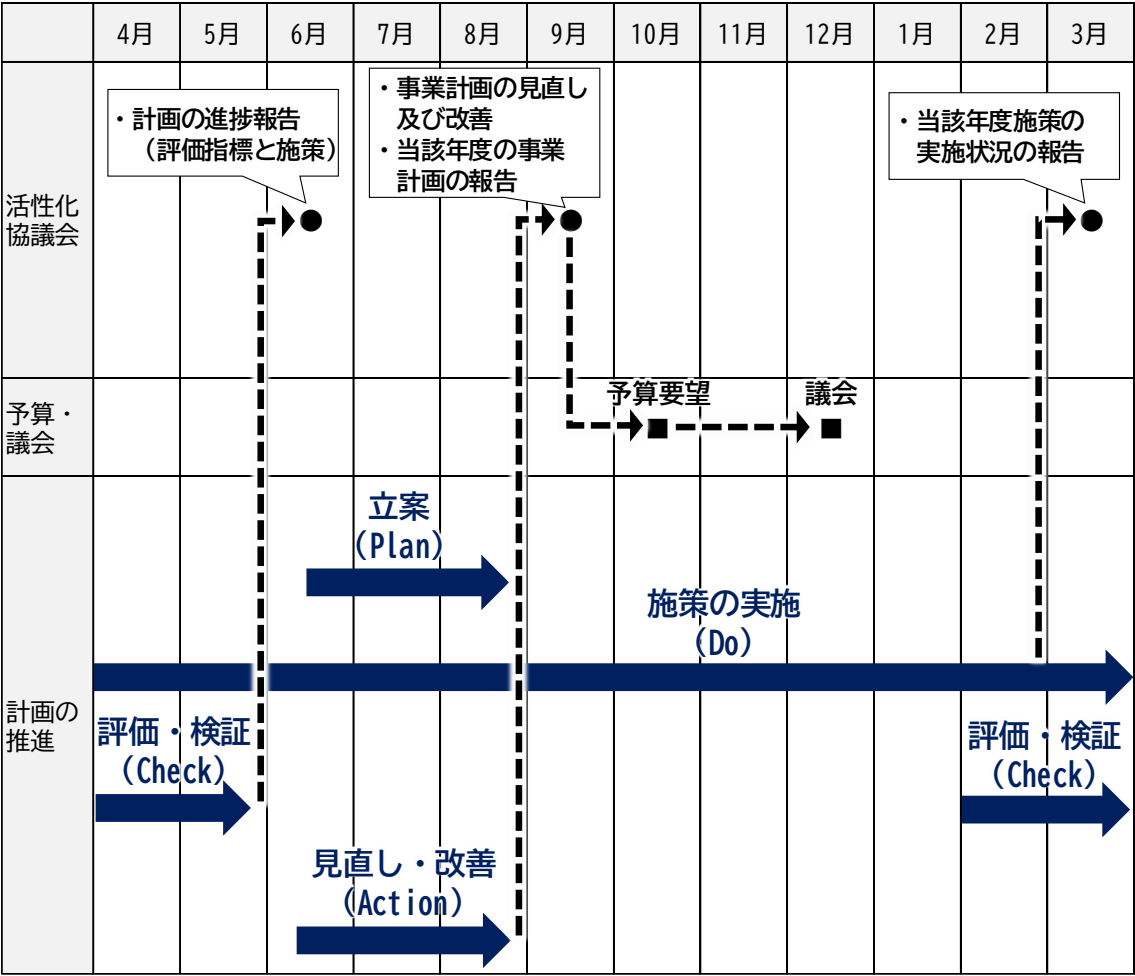


図 5-2 単年度のスケジュール